

事業報告書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1 事業の概要

平成30年度の日本経済は、主要国経済が底堅く推移したことから輸出が堅調で、民間設備投資も増加し、また雇用所得環境も改善したことなどにより、緩やかな景気回復が続いている。ただし、通商問題や海外経済の動向など海外要因から先行きの不透明感が強まっている。

一方で、物価は鈍い動きのままとなっており、日銀は2%を物価安定目標とした長短金利操作付き量的・質的金融緩和策を継続し、令和元年度も極めて緩和した金融環境が続くと見られる。

当センターの再保証残高において大宗を占める住宅ローンの環境については、平成30年度の新設住宅着工戸数が953千戸（前年度比0.7%）、うち持ち家が288千戸（同2.0%）、分譲住宅で267千戸（同7.5%）と、それぞれ昨年度の減少から再びの増加となったが、日銀のマイナス金利政策や消費税増税前の駆け込み需要を獲得するために金融機関の顧客獲得競争が一段と激しくなっている。

このような情勢の下、当センターでは、会員の競争力確保、JAバンクローンの伸長を図るべく、JAバンクと連携して住宅資金の商品性改善に係る検討を重ね、今年度は住宅ローンの抵当権設定前の前倒し実行及びつなぎ資金に係る取扱いについて検討し、住宅新築時の手附金・中間金に対する貸付金を再保証の対象とした。

また、再保証料率については、令和元年10月からの消費税増税前の住宅関係資金の需要の取込策として住宅関係4資金の再保証料率を、平成30年10月から1年間に限定して、最大0.03%引き下げる消費増税対応特例措置を実施している。

平成30年度の当センターの再保証業務の概要は、以下のとおりである。

新規引受は、6,445億円と住宅資金の引受増加を主因に前年度比1,065億円(19.8%)の大幅増加となった。再保証残高も、新規引受の大幅増加と他行での借換えによる償還が減少したことから4兆8,717億円と前年度比2,640億円(5.7%)の増加となった。

代位弁済は、リーマンショック後の平成21年度45億円をピークに、以降減少傾向が継続しており、本年度は17億円と前年度比4億円(▲19.5%)の減少となった。求償権の回収は

16 億円と前年度比 1 億円(▲4.0%)減少し、求償権償却・免除は 8 億円と前年度比 1 億円(▲6.4%)減少となった。求償権残高は代位弁済の減少に伴い 86 億円と前年度比 7 億円(▲7.1%)減少となった。

利益面では、再保証料率の継続的な引下げにより保証料収入は 35 億円と前年度比 1 億円(▲2.0%)減少し、また再保証残高増加に伴い保証責任準備金繰入が前年度比 7 億円(79.2%)増加したことなどから、最終的な当期正味財産増減額は 22 億円と前年度比 5 億円(▲17.5%)減少した。

平成 30 年度における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

- a ローン融資要項(再保証条件)の見直しに関しては、つなぎ資金等に対する再保証対応について、J Aバンクと連携して検討を実施し、専門部会の協議を経て、特例として再保証の対象とすることとした。
- b 再保証料率の見直しについては、令和元年 10 月に予定されている消費税増税対策として、主要な J A住宅ローンについて再保証料率を最大 0.03%引下げる特例措置を平成 30 年 10 月から令和元年 9 月末まで実施している。

また、J Aリフォームローンの資金別特例措置(0.02%~0.04%引下げ)適用期限が平成 31 年 3 月末に到来することとなっていたが、令和 4 年 3 月末まで 3 年間継続することとした。
- c 管理・回収助成制度の拡充について、償却前求償権のサービサー委託にかかる回収手数料を助成対象に加える措置について検討を行い、助成要領の改正を実施した。
- d 多発した自然災害にかかる被災地会員との災害資金保証対応協議をはじめとする個別相談に対して、迅速に対応するとともに、ローン融資要項(統一版)の改正を受けた県版要項協議に取り組んだ。

(2) 内部管理態勢の充実・強化

- a 再保証限度額にかかる「基本財産造成ルール」の5ヵ年見直し期限にともない、地区会議等を通じて保証会員と協議を重ね、令和元年度からの5ヵ年ルールを決定した。
- b コンプライアンス・マニュアルに従ってコンプライアンスモニタリングの実施および職員研修を行い、また、リスク管理基本方針に基づく平成30年度のリスク管理評価を実施した。
- c 保証システム全般の維持・改善作業により安定稼働を具現するとともに、個別開発として、償却前求償権のサービサーへの回収委託にかかる助成措置についてシステム開発を実施した。
- d 業務運営の安定化・効率化等のため、規程の改正等に取り組んだ。
- e 消費税増税対応等の特例措置による再保証料率見直しにあたっては、中長期的な収支への影響試算等を行い、財務・収支面での経営リスクの把握に努めた。

(3) 会員との連携強化

- a 会員間ノウハウネット(NN51)について、平成30年度は10件の情報提供を受けた。
- b 会員との連携強化・情報共有化のため、計画的な会員訪問を実施した。

(4) 公益目的支出計画への対応

- a 内閣府に公益目的支出計画の平成29年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取組みを継続検討した。

2 主な処理事項

年月日	処 理 事 項
平成 30 年	
4. 2	会計監査人監査
5. 8	会計監査人監査
5.18	会計監査人監査
5.24	監事監査
5.25	監事監査
5.31	平成 30 年度第 1 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案 : 平成 29 年度の求償権償却について ・第 2 号議案 : 求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について ・第 3 号議案 : 準備金の基本財産繰入(平成 30 年度の基本財産造成)について ・第 4 号議案 : 平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第 5 号議案 : 平成 29 年度公益目的支出計画実施報告書について ・第 6 号議案 : 第 6 回定時総会の開催ならびに提出議案について ・第 7 号議案 : 役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第 8 号議案 : 退任役員に対する退任慰労金の支出について ・第 9 号議案 : 会計監査人に対する平成 30 年度会計監査報酬について ・第 10 号議案 : 消費税増税に伴う駆け込み需要対策にかかる再保証料率の特例措置について 〔報告事項〕 ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
5.31	平成 30 年度第 1 回役員会 〔議案〕 ・第 1 号議案 : 学経理事候補者の推薦について
6. 8	平成 30 年度第 1 回全国常務者会議（全国 3 団体共催） ・平成 29 年度業務報告書について ・平成 29 年度公益目的支出計画実施報告書について ・平成 30 年度の基本財産造成について ・再保証料率について
6.20	第 6 回定時総会（後記 3 を参照）
7. 4 ～ 6	平成 30 年度初級職員研修会（全国 3 団体共催）
7.12 ～ 13	会計監査人監査

年月日	処 理 事 項
7. 25	会計監査人監査
8. 13	会計監査人監査
8. 30 ～ 31	平成 30 年度保証審査実務担当者研修会(全国 3 団体共催)
9. 5	コープビル全館防災訓練
9. 25	会計監査人監査
10. 24	会計監査人監査
10. 25 ～ 26	平成 30 年度求償権管理回収等事務研修会(全国 3 団体共催)
10. 29 ～11. 3	韓国農林水産業者信用保証基金来日研修(全国 3 団体他)
11. 6	農業信用保証保険事業・組織問題検討会 保証条件の見直し等に関する全国専門部会
11. 15	会計監査人監査
11. 12 ～11. 17	韓国農林水産業者信用保証基金訪問研修(全国 3 団体他)
11. 15	会計監査人監査
12. 10	平成 30 年度第 2 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案 : 1 号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続について(対象資金:JA リフォームローン) ・第 2 号議案 : 「債権管理回収会社に対する回収委託手数料についての助成要領」の一部改正について ・第 3 号議案 : 「償却前の求償権の債務の免除に関する規程」の一部改正について ・第 4 号議案 : 「育児・介護休業規程」の一部改正 〔報告事項〕 ・平成 30 年度上半期の業務実績について ・統一ローン融資要項・再保証条件の見直しについて ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
12. 17	会計監査人監査
平成 31 年	
1. 21	会計監査人監査
2. 18	会計監査人監査

年月日	処 理 事 項
2. 28	理事会決議事項の書面による決議 理事会の決議があったものとみなされた日：平成 31 年 2 月 28 日 〔議案〕 ・第 1 号議案：平成 31 年度(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで)事業計画および収支予算について ・第 2 号議案：平成 30 年度第 1 回臨時総会の開催および提出議案について ・第 3 号議案：基本財産造成ルールについて 〔報告事項〕 ・平成 30 年度事業実績見込みについて
3. 14	平成 30 年度第 2 回全国常務者会議（全国 3 団体共催） ・平成 30 年度事業実績見込みについて ・平成 31 年度事業計画及び収支予算(案)について ・基本財産造成ルールについて
3. 26	平成 30 年度第 3 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案：平成 30 年度第 1 回臨時総会の提出議案ならびに臨時総会の運営について ・第 2 号議案：平成 31 年度の理事報酬について ・第 3 号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 〔報告事項〕 ・平成 30 年度求償権償却見込みについて ・償却前求償権の免除について ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について
3. 26	平成 30 年度第 1 回臨時総会（後記 3 を参照）

3 総会

(1) 第6回定時総会（平成30年6月20日開催）

会員数 (議決権数)	87 会員 (87 個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	32 会員 2 会員 51 会員 85 会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第2号議案：役員の補欠選任について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・平成29年度公益目的支出計画実施報告書について 以上、意見・質問なし。			

(2) 平成30年度 第1回臨時総会（平成31年3月26日開催）

会員数 (議決権数)	87 会員 (87 個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	38 会員 0 会員 47 会員 85 会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：平成31年度(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について ・第4号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

区 分	前年度末		本年度中		本年度末	
	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金
農業信用基金協会	4 7	3, 243, 050	—	—	4 7	3, 243, 050
農協(信用)保証センター	4	996, 200	—	—	4	996, 200
信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 2 (3 2) (6)	1, 681, 530 (1, 618, 730) (62, 800)	— (—) (—)	— (—) (—)	3 2 (3 2) (6)	1, 681, 530 (1, 618, 730) (62, 800)
農業協同組合 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 (3) (1)	85, 060 (80, 340) (4, 720)	— (—) (—)	— (—) (—)	3 (3) (1)	85, 060 (80, 340) (4, 720)
農林中央金庫 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	1 (1) (1)	5, 000, 000 (4, 800, 000) (200, 000)	— (—) (—)	— (—) (—)	1 (1) (1)	5, 000, 000 (4, 800, 000) (200, 000)
計 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	8 7 (8 7) (8)	11, 005, 840 (10, 738, 320) (267, 520)	— (—) (—)	— (—) (—)	8 7 (8 7) (8)	11, 005, 840 (10, 738, 320) (267, 520)

(注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。

2 農林中央金庫との統合により脱退した 12 県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。

5 役員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		就 任	退 任	年度末
理事(うち常勤)	9 (1)	2 (—)	2 (—)	9 (1)
監事(うち常勤)	2 (0)	— (—)	— (—)	2 (0)
計	1 1 (1)	2 (—)	2 (—)	1 1 (1)

6 職員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		採 用	退 職	年度末
男子職員	9	1	—	1 0
女子職員	4	—	—	4
計	1 3	1	—	1 4

(注) 嘱託員を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	297,367	4,330,481	23,835	564,521	309,639	306,347	4,585,363
教育資金(2号資金)	22,643	21,591	3,854	5,135	5,121	22,490	21,605
生活資金(3号資金)	345,430	234,219	43,736	74,326	63,479	339,177	245,066
事業資金(4号資金)	909	21,336	23	541	2,255	869	19,622
合 計	666,349	4,607,627	71,448	644,523	380,494	668,883	4,871,656

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 極度資金は極度額による。

3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	261	124	—	—	39	182	85

(注) 1 カードローンは極度額による。

2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償却等		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	1,911	7,789	192	1,562	13,429	1,407	168	641	1,845	7,303
教育資金(2号資金)	273	82	17	6	1,665	8	24	8	242	72
生活資金(3号資金)	4,970	1,247	474	132	29,407	135	558	154	4,398	1,090
事業資金(4号資金)	18	141	2	19	190	24	-	-	17	136
合 計	7,172	9,259	685	1,719	44,691	1,574	750	803	6,502	8,601

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。

3 回収件数は一部回収を含む件数である。

4 償却等には求償権の免除を含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償 却		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	27	15,350	-	-	19	213	-	-	27	15,137

(注) 回収件数は一部回収を含む件数である。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

区 分	前年度末残高	本年度増減		本年度末残高
		増 加	減 少	
再保証等寄託金	11,005,840	—	—	11,005,840
(うち再保証事業用)	(10,738,320)	(—)	(—)	(10,738,320)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(—)	(267,520)
繰 入 金	16,200,000	1,100,000	—	17,300,000
(うち再保証事業用)	(16,200,000)	(1,100,000)	(—)	(17,300,000)
(うち直接保証事業用)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	27,205,840	1,100,000	—	28,305,840
(うち再保証事業用)	(26,938,320)	(1,100,000)	(—)	(28,038,320)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(—)	(267,520)

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

区 分	再保証事業	直接保証事業	合 計
再保証等寄託金	10,738,320	267,520	11,005,840
繰 入 金	17,300,000	—	17,300,000
準 備 金	10,861,504	33,029	10,894,533
合 計	38,899,824	300,549	39,200,373

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制および運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】監事は理事会に出席し、また、監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的に実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は理事会への出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】定期的モニタリングを実施している。

6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。